

「佐渡株式会社」運営体験事業業務委託仕様書

1 目的

佐渡市の小学生を取り巻く環境として、核家族化等による「子どもと地域のつながりの希薄化」、デジタル媒体の普及に伴う1人時間の増加による「社会経験機会の減少」が課題となっている。この課題を解決するため、佐渡の子どもたちを主役に、会社経営体験を通して、「佐渡の魅力」を知り、学び、理解し、発信する一連の過程から郷土愛の醸成につなげる。

また、会社経営の流れを実践することにより、商品がどのように生まれ、利益が生じ、売れるためにはどのようなマーケティングやプロモーションが必要なのかを会社経営体験を通して、子どもたちの情報化社会で生き抜く力を育む。

併せて、小学校及び地域事業者と連携して当事業を展開することで、企画運営、情報発信の方法等についてのノウハウを教育現場に蓄積させ、事業終了後も、学校と地域が連携して社会教育の機会を実現することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日

3 事業概要

小学生が「佐渡株式会社」という模擬会社の一員となり、会社運営や事業展開に自発的に取り組むことで、将来的に「佐渡のために地元に戻り活動する子、佐渡のために支援・魅力発信といった活動をしてくれる子」の育成を図る事業。

4 前提条件

- ①小学校（2校）と連携し、総合学習時間における会社運営体験を提供すること。
- ②各小学校の総合学習のスケジュールに合わせた学習・体験プログラムを構築すること。
※小学校は、金泉小学校（6年生及び3、4年生）と金井小学校（6年生）。
- ③授業は、原則、木曜日の総合学習の時間とし、第1回目は、5月16日（木）とすること。
※金泉小学校は、3限（10時半～）、金井小学校は、6限（14時35分～）45分授業。
- ④12月中に、各小学校の報告会を実施すること。

5 業務内容

- ①自分の住む地域や地域資源（食、工芸品、観光等）を発見し、それらを学ぶ機会の提供
- ②関係する地域の人・企業等への取材や講話のための連絡調整
- ③地域資源を広報媒体（WEB等）で発信するための支援
- ④①により発見した地域資源を活用し、会社運営について学ぶ機会の提供
- ⑤開発した商品の実践販売の実施
- ⑥①～⑤を基本とし、学校側と調整し、上記以外に必要な学習プログラムを提供する
- ⑦活動の様子を写真撮影し、そのデータを市に提供すること
※具体的な写真データの活用については市と協議するものとする
- ⑧事業評価として、担当教諭及び児童へのアンケートを実施し事業の検証を行うこと

⑨事業で実施したカリキュラムについてまとめた資料の提出

6 提出する成果物と提出期限

- ・納入物 業務報告書（電子データ）一式
- ・納入期限 令和7年2月28日

※業務報告書に記載する内容

- ① 本業務の概要（事業の取組概要、活動の様子など、写真を含めてわかりやすく整理し、子どもたちの学習成果を業務報告書にまとめること。また、事業評価として担当教諭、子どもたちへのアンケート結果も併せて報告書にまとめること。）
- ② 本契約で作成したチラシ等制作物（電子データによらない場合は実物3部納入）
- ③ その他、佐渡市が必要と認める書類

7 検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、速やかに発注者に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受注者は、自らの責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所等を発見した場合は、速やかに訂正、補足その他の措置をとるものとする。

8 再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得なければならない。

再委託を行う場合、必ず再委託先の事業者と個別に契約を交わし、業務に関して事故等が発生した場合の責任の分担を予め取り決めておくこと。また、受託者は、再委託先の事業者に対し、受託者と同様の責務を順守させなければならない。

9 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

10 その他留意事項

- (1) 受注者が再委託をする場合や機材調達をする場合は、原則として市内事業者への発注に努めるものとする。
- (2) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

- (4) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する会計年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。
- (5) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）などの改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。但し、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (6) 本業務による成果品等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）や所有権等は、佐渡市に帰属するものとする。また、受託者は佐渡市の許可なく、成果品を他に利用、公表、貸与等をしてはならない。